

国立大学法人東京農工大学職務発明規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職務発明規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>第4章 異議申立て審査委員会 (委員会の組織)</p> <p>第14条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>産官学連携・知的財産センター長</u></p> <p>(2) <u>産官学連携・知的財産副センター長</u></p> <p>(3) <u>産官学連携・知的財産センター専任教員</u></p> <p>(4) 委員長が指名する<u>産官学連携・知的財産センター運営委員</u> 3人</p> <p>2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前項第1号の<u>産官学連携・知的財産センター長</u>をもって充て、副委員長は委員長が指名する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第5章 雑則 (事務)</p> <p>第18条 本規程に定める事務は、<u>産官学連携・知的財産センター</u>が行う。</p>	<p>本則</p> <p>第4章 異議申立て審査委員会 (委員会の組織)</p> <p>第14条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>先端産学連携研究推進センター長</u></p> <p>(2) <u>先端産学連携研究推進センター副センター長</u></p> <p>(3) <u>先端産学連携研究推進センター専任教員</u></p> <p>(4) 委員長が指名する<u>先端産学連携研究推進センター運営委員会委員</u> 3人</p> <p>2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前項第1号の<u>先端産学連携研究推進センター長</u>をもって充て、副委員長は委員長が指名する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第5章 雑則 (事務)</p> <p>第18条 本規程に定める事務は、<u>先端産学連携研究推進センター</u>が行う。</p>	

附 則 (規程第28号)

この規程は、平成25年6月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。